

平成23年度 事業計画書

社会福祉法人 南小国町社会福祉協議会

—目次—

基本方針	3
重点目標	4
計画内容	
1. 法人運営事業	5～6
2. 公共施設の管理運営事業	7
3. 町民活動の支援及び町民啓発活動 (ボランティアセンター業務)	7～10
4. 相談事業・地域福祉推進事業	10～13
5. 在宅福祉サービス事業	14～15
6. 各種団体等の事務受託と活動への協力・支援	16～18
7. 居宅サービス事業(介護保険・介護予防・障がい者自立支援) 地域包括支援センターの運営(町受託事業)	18～21

計画書の構成について

- 基本方針：平成23年度事業計画 基本方針です。
- 重点目標：基本方針に基づいた重点目標です。

—計画書の見方—

大枠の事業名 （担当部門名）

事業名	事業目的	事業概要
小枠の事業名 【担当部署】	事業実施の目的です。	事業の詳細等を記載しております。

担当部門・部署は別紙を参照ください。

《基本方針》

日本国内では、依然として非常に厳しい経済状況が続くなか、先日の東日本大震災によって甚大な被害が発生し、社会経済にも大きな影響を与え、国民全体が先行きの不透明さに大きな不安を抱えております。

一方、南小国町においては、少子高齢化がすすみ、地域によっては子供や若い世代が居ない、いわゆる限界集落となる恐れのある地域もあり、また、人間関係・つながりの希薄化、福祉課題の多様化、地域を支える人材不足などの課題に対応するため、社会福祉協議会の役割は益々重要になってきています。

本会の目的でもある『**町民すべての方々が安心して安全に暮らすことのできる町づくり**』の実現に向け、常に町民の立場で、一緒に創り出すという姿勢にたち、一人ひとりの町民が身近なところで必要な支援を受け、社会とつながりをもちながら、安心した生活を送ることができるよう福祉ニーズに応えつつ、『**地域福祉推進の中核的な役割を担う団体**』として事業を展開していきます。

そのために、町民の皆様の福祉への一層のご理解とご協力を得ながら、民生児童委員、ボランティア組織及び福祉団体等との密接な連携と町行政との協調を図りながら、町民主体による地域福祉活動の展開と良質な福祉サービスの提供に努めるとともに、介護保険制度や障がい者自立支援法等による介護サービス事業者として、行き届いた福祉サービスの提供に努めつつ事業の安定経営を図っていきます。

また、地域福祉推進の指針として『**地域福祉活動計画**』の策定に向け、町民・行政・福祉関係者等と連携し、基本計画並びに実施計画の作成に向けて取り組んでいきます。

本会に対する期待が高まるなかで、福祉に携わる専門職として、役職員皆が常に高い意識・価値観・倫理観を持って福祉サービスの提供等に努め、地域にアンテナを張り巡らせて様々なニーズ・潜在する課題を発見し、在宅福祉サービス・地域福祉活動等へとつなげていき、地域の様々な要素が協働していける『やまびネットワーク』の構築を目指します。

《重点目標》

1. 地域福祉の担い手である町民・ボランティア、行政・福祉機関との連携を密にし(やまびこネットワーク活動の推進)、要援護者等の実態把握(災害時要援護者支援システムへの協力)、地域福祉活動の充実及び必要な支援を展開し地域住民が主役となる安心・安全なまちづくりを進めていきます。

また、事業の実施状況と必要性を検討し、適正な組織体制の確立と地域福祉推進の方向を明確にするため住民との『地域ふくし座談会』を開催し、町行政の福祉計画と調和のとれた地域福祉活動計画策定へ向けた取り組みを進めます。

2. 平成23年度は、介護保険制度の見直し(介護報酬の改正等)がなされ、介護を取り巻く環境の大幅な変革がおこなわれます。そのような中で、南小国町の内情にあった在宅福祉サービスを展開し、積極的にサービスの質向上を図り、個々の要援護者等に適した質の高い介護サービスを提供するとともに、町民への様々な介護情報提供に努めます。

また、各事業所の適切な経営管理をおこなうことにより収益性を向上させ、財政基盤の安定化を図ります。

3. 住民主体を基本とし、社会資源を活用したサービスに幅広く取組み、地域包括支援センターの運営を円滑にし、地域に潜在する住民のニーズ・課題を早期に発見し、的確な福祉サービス利用・支援へとつなげていけるよう努める。

また、当事者(要援護者等)の状況により、地域住民及び各関係機関との連携を深め、安心して住みなれた地域で暮せるように支援していく『やまびこネットワーク』を推進していく。

4. 社協会費・寄付金・香典返し・共同募金配分金の使途を会員・町民等に対し明確に周知し、社協会員の募集及び共同募金を積極的に推進し、地域福祉の充実を図るための財源確保に努め、財政基盤を確立し適正な運営に努める。

1. 法人運営事業（担当部門 事務局）

事業名	事業目的	事業概要
1 役員会・評議員会の開催 【総務】	本会の運営と事業経営を確実に適正に効果的に進めていくために必要な予算・決算、事業計画・事業報告等を審議・決定する会議等を開催します。	定款に基づき次の会議等を開催 ア) 理事会の開催（理事改選 任期 平成24年3月9日まで） イ) 評議員会の開催（評議員改選 任期 平成23年9月3日まで） ウ) 監事による決算監査の実施 エ) 研修会の開催
2 福祉サービス苦情解決体制の整備 【総務】	本会が提供する福祉サービスに関する苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高め、適切な利用又は提供を支援し、利用者個人の権利を擁護するとともに、実施する福祉サービスの質の向上及び運営の信頼性を高めるために設置します。	本会の福祉サービス苦情解決規程に沿って以下の体制整備を図ります。 (1) 苦情解決責任者の設置 (2) 苦情受付担当者の設置 (3) 第三者委員の設置
3 地域福祉活動計画策定の推進 【総務】 【地域福祉推進】	南小国町において平成19年度に策定された地域福祉計画（平成25年4月～第2次計画）と調和のとれた『南小国町地域福祉活動計画』の策定に向けて取組めます。	1 ワーキンググループの設置 (1) 地域福祉活動計画の策定の準備を進めるため、職員で構成するワーキンググループを編成し、町民の福祉意識や各地区の福祉課題の抽出方法、策定委員の構成や策定方法などを検討 (2) 地区福祉座談会の開催 時 期 平成23年11月～平成24年2月 開催数 10回程 2 南小国町との連絡調整会議 (1) 計画を推進するため必要な社協の体制や組織のあり方、計画内容の検討、必要な財源確保・行政・関係団体との連携・協力のあり方などの課題等の検討・整理 3 南小国町地域福祉活動計画策定委員会の設置
4 組織・職員の資質向上及び職員育成体制の整備 【総務】	組織として多様化・高度化する現代社会・福祉課題に的確に対応できる体制を検討・模索・整理する。 また、社会人、組織人としての基	1 管理者会議の実施 各部門の管理者・次長・局長の会議を月に2回開催する。 毎月の行事・事業内容の確認、課題、業務改善等の検討を行なう

事業名	事業目的	事業概要
<p>4 組織・職員の資質向上及び職員育成体制の整備 【総務】</p>	<p>基本的な資質や、専門的な資質の向上をはかり、地域福祉推進を担える社協職員の育成を指して計画的な職員育成を推進します。</p>	<p>2 職員勉強会の実施（16：30～18：00） (1) 各部門の交代制で行い、各研修会等で学んだことの共有化を図り、それぞれの専門性を学ぶとともに組織間の共通意識を高める。 (2) グループワークの実施（拡充事業） 職員創造力、研究心及び社協運営への参画意欲を高めるとともに、社協業務の企画と改善、機能強化の推進を図るため、職員によるグループワークを実施します。</p> <p>3 職務を離れて行う育成(Off-J T:Off-the Job Training)の推進 (1) 県社協福祉人材・研修センター主催の研修受講 ◆新任職員研修・・・在勤3年未満の職員 1名受講予定 ◆中堅職員研修・・・在勤3年以上の職員 2名受講予定 ◆指導的職員研修・・・管理者等の指導的な立場にある職員若干名受講予定 (2) その他の職員研修への参加推進 直面する課題に応じた研修や先進地社協・福祉施設等の視察研修を実施する。また、熊本県・全社協・九州ブロック社協・県社協などが主催する外部研修についても、必要に応じて積極的に受講する (3) 研修等の受講歴の管理</p> <p>4 自己啓発の推進 (1) 職員による自主学習会・研修会等への自主参加等の推進 (2) 資格取得支援 業務遂行に必要な資格や専門性の高い資格取得を支援します。資格取得による質の高いサービスを提供できる職員の育成を図り、本会や職員に対する町民からの高い信頼や信用の獲得を目指します。 ◆職務専念の義務免除による取得支援 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員など多くの職員が資格を取得することにより、本会や職員への信頼が高められたり、職員の資質の向上が図られる資格については、積極的に取得を奨励し、試験やスクーリング、実習等の際の職務専念義務を免除。</p>
<p>5 財政基盤の強化 【総務】</p>	<p>法人組織としての経営基盤を固めるために安定した自主財源の確保、公費助成などの確実な増強に努めます。</p>	<p>1 地域福祉活動の充実を図るために、社協会員制度の充実・共同募金配分金・ボランティア基金等の増強や住民・企業・団体などの寄付金、収益事業の検討など主体的な財源確保のための努力と、介護保険事業の適切な経営管理と財政使途の見直しをはじめ、経費の有効的な活用によって、財政基盤の確立と整備に努めます。</p>

2. 公共施設の管理運営事業 (担当部門 事務局)

事業名	事業目的	事業概要
1 町有施設の指定管理者受託による管理・運営【総務】	福祉を推進する事業を積極的に展開するとともに、町内の福祉センター、介護予防施設の利用促進を図り、ボランティア・福祉団体などの町民活動をより活発にし、町の福祉向上及び適切な管理運営に努めます。	1 地域福祉センターりんどう荘、さくら荘、元気プラザ中原、湯夢プラザの管理・運営 (指定期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

3. 町民活動(ボランティア活動)の支援及び町民啓発活動 (ボランティアセンター業務) (担当部門 事務局)

事業名	事業目的	事業概要
1 ボランティアセンター機能の充実とボランティア活動の推進【地域福祉推進】	南小国町におけるボランティア活動を推進するため、ボランティアセンターを地域福祉センター内に置き、運営においては、ボランティアの代表や各種機関・団体の代表を組織して連絡会議を開催し、町民参加のもとに町内におけるボランティア活動の充実を図っていきます。	<p>1 ボランティア活動の基盤整備</p> <p>南小国町内のボランティア活動が積極的、継続的に展開されるよう基盤整備を行う。ボランティアセンターでは、ボランティアメニューの開発、相談・紹介、ボランティア情報の提供、必要機材や書籍の貸し出し等を行うほか、活動費の助成やボランティア保険の手続き・普及を行っていく。また、ボランティア活動の把握及び登録を積極的に推進し、需給調整を行う。</p> <p>(1)ボランティアの情報収集・提供 (みなみチャンネル・社協だより『りんどう』 なずなの広場にて)</p> <p>(2)ボランティアの登録・相談・需給調整</p> <p>(3)ボランティア活動のコーディネイト・相談</p> <p>(4)ボランティア・NPO等への助成金等の紹介及びコーディネート</p> <p>(5)ボランティア保険事務(ボランティア活動保険・行事用保険等)</p> <p>(6)ボランティア団体への助成事業(平成 23 年度ボランティア活動促進事業) ※予算額(150千円)</p> <p>2 なずなの会(南小国町ボランティア連絡協議会)の活動推進</p> <p>現在活躍している様々な分野のボランティアが手を結び、連携をもって住みよい町づくり活動が維持できるような事業を推進する。又、ボランティア連絡協議会の開催等を通じて、ボランティア同士の交流や情報交換ができるように支援する。</p>

事業名	事業目的	事業概要
<p>1 ボランティアセンター機能の充実とボランティア活動の推進 【地域福祉推進】</p>		<p>(1) 社協・行政等の行事への参加・協力 (2) 事務局の運営（総会・役員会・研修会等）</p> <p>3 子育てサポーター活動の支援と充実を図る 子育て応援団ぽっかぽ家の活動のコーディネートなどの支援を行なう (1) ぽっかぽ家連絡会議の開催（年 3回開催）</p>
<p>2 福祉・ボランティア教育の推進 【地域福祉推進】</p>	<p>南小国町ボランティアセンター業務の一環として、一般町民・小中高の児童・生徒たちへの福祉教育や町民啓発を推進していく。</p> <p>また、学校と地域が一体になって進める福祉教育のあり方を検討していく。また、「総合的な学習の時間」において福祉教育に取り組もうとする学校への支援を行っていく。地域や年齢層を越えた児童・生徒のボランティア意識の育成を図っていく。</p>	<p>1 福祉教育への模索と実践 現在、福祉教育のあり方への関心が高まる中で、一般町民・子どもたちへの福祉教育の取り組みについて、現状や課題を把握するとともに今後の望ましい実践のあり方を模索し実践していく。</p> <p>2 ボランティア推進校事業 町内の小・中学校をボランティア推進校として1年間指定し、児童・生徒に対するボランティア活動の普及事業に取り組んでもらい、教育委員会・民生委員児童委員と連携し積極的な福祉教育の推進を図る。</p> <p>(1) 南小国町社協指定校 □指定校 市原小学校・中原小学校・りんどうヶ丘小学校・南小国中学校 □期 間 通年 □対 象 南小国町内すべての小中学校 □予算額 26万円（共同募金配分金）</p> <p>3 福祉教育への協力支援 地域行事、子ども会などの子供が集まる場所で、依頼に応じてボランティアの体験講座や福祉講話などへの協力を行う。 (1) インターンシップの受入れ (2) 職場体験の受入れ (3) 総合的な学習の時間への協力 (4) その他（地域の催し等）</p> <p>4 小中高生への福祉・ボランティア意識の高揚 現在、教育の現場では福祉・ボランティア活動に対する関心が高まりつつあります。小国郷においても中高生における福祉・ボランティア教育が頻繁におこなわれるようになり、将来を担う中高生に対して、福祉・ボランティアの大切さを理解してもらい将来にわたって自発的に行動しようとする意識、ボランティアの楽しさ・大切さ・深さを涵養する。</p>

事業名	事業目的	事業概要
2 福祉・ボランティア教育の推進 【地域福祉推進】		(1) 小国高校生ボランティア活動等推進事業 (小国町社協との合同事業) チャレンジ小国 GO! <input type="checkbox"/> 期 間 通年 <input type="checkbox"/> 実施主体 南小国町社協/小国町社協 <input type="checkbox"/> 協力機関 NPO 法人風だより/小国高校 <input type="checkbox"/> 内 容 ボランティア講習会・グループワーク (学習会) ボランティア体験/自主的ボランティア活動の推進 卒業生へのボランティア表彰など (2) 中学生ボランティア体験事業 中学生が地域社会との交流の機会を持ち、様々な体験活動を通じて、福祉活動及びボランティア活動への理解・関心を深め、社会の中での連帯の意識を育む事を目的とする。 <input type="checkbox"/> 期 間 夏休み・冬休み・春休み <input type="checkbox"/> 内 容 子供デイサービスでの児童への指導と多世代交流 (3) 小学生 りんどう荘デイサービス介護体験活動 (夏休み) <input type="checkbox"/> 期 間 夏休み <input type="checkbox"/> 内 容 福祉学習、利用者とのふれあい、介護体験など
3 南小国町災害ボランティアセンター設置準備 【地域福祉推進】	大規模な災害が発生した場合には、速やかに災害ボランティアセンターを開設し、避難場所での被災者の日常生活支援や被災家屋の後片付け、救援物資の配布など災害救援のボランティア活動が円滑に進められるように開設のマニュアル作成などを行い災害の発生に備える。	1 阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会との連携 (1) 阿蘇圏域での相互支援体制の整備と情報の共有化 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターマニュアルの整備及び職員への理解促進 (2) 阿蘇圏域での災害を想定した訓練の実施 2 南小国町社協職員の災害時の体制整備 (1) マニュアルの学習会の開催 3 地域住民への災害ボランティアセンター活動の啓発と災害への意識啓発 (1) なずなの会 (ボランティア連絡協議会) と協力しての意識啓発事業 <input type="checkbox"/> 災害時炊き出し訓練 (南小国町駅伝大会との共催)
4 町民啓発活動 【総務】 【地域福祉推進】	町民に福祉やまちづくり活動に関する情報及び町民がともに福祉やまちづくりについて考えあう機会を提供し、福祉やまちづくり についての理解や関心を深めてもらう。	1 広報活動 (1) 「社協だより りんどう」の発行 発行回数 年4回 (4・7・10・2月) 発行部数 1700部 配布先 町内全戸配布・関係機関・団体

事業名	事業目的	事業概要
4 町民啓発活動 【総務】 【地域福祉推進】	また、町民に対しての社協事業の情報公開に努める。	<p>(2) みなみチャンネルを活用した広報活動（文字放送・きよらニュース） (3) チラシ等による情報提供</p> <p>2 福祉講演会等の開催</p> <p>(1) 第5回 小国郷福祉講演会の開催 期日 8月下旬 会場 未定 内容 未定</p> <p>(2) 第7回晴れ晴れりんどろ（ボランティアの日）の開催 内 容 ボランティアを主体として企画運営を図る 開催予定 平成23年9月24日（土）を予定</p> <p>3 介護サービス情報公表 介護サービスの利用者・家族等が公表されたサービス事業所の情報を基に比較検討することにより、利用者等の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。</p> <p>(1) 介護サービス情報の公表制度に基づき、本会で実施している介護サービスの公表を実施しています。 (公表アドレス http://www.kaigo-kouhyou-kumamoto.jp)</p> <p>(2) 情報公開に伴う指定調査機関による訪問調査の実施</p>
5 各大字区への町民活動支援 【地域福祉推進】	町民活動の充実を図ることを目的に、各大字区への活動支援を行う	1 赤い羽根共同募金配分金の配分 （各大字 50,000円）予算額150千円

4. 相談事業・地域福祉推進事業（担当部門 事務局）

事業名	事業目的	事業概要
1 ふれあい福祉相談事業 【地域福祉推進】 【地域包括支援センター】	住民の抱える様々な生活・福祉問題に対し気軽に相談できる体制づくりをし、相談された問題は、確実に解決できるよう対応し、適切な相談機関の紹介を行う。 又、効果的な開催方法を検討し、改善する。	<p>1 心配ごと相談 相談員 人権擁護委員・行政相談員・民生児童委員 場 所 地域福祉センターりんどろ荘 時 間 午前10時～正午 第1、3木曜（原則）</p> <p>2 出張心配ごと相談（3回開催） 相談員 人権擁護委員・行政相談員・民生児童委員 場 所 元気プラザ中原、べっちゃん館、旧星和小学校 時 間 午前10時～正午</p>

事業名	事業目的	事業概要
<p>1 ふれあい福祉相談事業 【地域福祉推進】 【地域包括支援センター】</p>		<p>3 無料法律相談（6月・12月 2回開催）（拡充事業） 相談員 専門の弁護士 場 所 地域福祉センターりんどう荘 時 間 午前10時～正午</p> <p>4 家計の無料相談開催（小国郷での開催） 11月開催予定 実施機関 小国町・南小国町・小国町社協・南小国町社協 相 談 員 九州財務局相談員、各実施機関 担当者 ※会場・期日は未定</p> <p>5 各種福祉相談への窓口の常時開設 □福祉サービスについての苦情等受付 □在宅サービス利用について等 □事業等に対するご意見等 □その他</p>
<p>2 南小国町やまびこネットワーク活動推進事業 【地域福祉推進】</p>	<p>誰もが安心して、安全で快適に暮らせるよう、何らかの支援が必要な方々に近隣の住民が声かけや見守りなどの活動を展開する『南小国町やまびこネットワーク活動』を町民の方々の理解と協力を得て推進を図ります。</p>	<p>1 実態把握調査の実施（新規事業） 行政・地域包括・社協・シルバーヘルパー・民生委員などと協力し、地域の現状を把握するための調査を実施 時 期 平成23年4月～8月 内 容 （1）見守り活動の再確認、構築 （2）福祉ニーズ・課題、地域の状況把握等 （3）行政の導入する災害時要援護者支援システムに係る調査への協力</p> <p>2 各地区の小地域ネットワーク活動への活動支援 小地域ネットワーク活動（連絡会）地区への活動展開に必要な情報や資料の提供、職員の派遣などによる活動の支援</p> <p>3 やまびこネットワーク連絡会議の開催 やまびこネットワークへの理解とネットワーク強化を図ることを目的として開催する。</p> <p>4 第12回 阿蘇やまびこふれあいフェスタの開催 時 期 未定 主 催 阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会（7市町村社協） 目 的 阿蘇郡市内における見守りネットワーク活動の普及・啓発 内 容 講演会、福祉劇、アトラクション、炊き出し、パネル展示等</p>

事業名	事業目的	事業概要
<p>3 高齢者の生きがいと健康の維持増進、介護予防の推進 (赤い羽根共同募金事業) 【地域福祉推進】</p> <p>【地域包括支援センター】 ※ミニデイサービス事業は、地域包括支援センターと連携して実施。</p>	<p>元気な高齢者から虚弱な高齢者や自宅に閉じこもりがちな高齢者を対象に、要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送れ、住み慣れた地域で地域住民同士で支えあい、元気に暮らせるよう支援していくことを目的として実施する。</p>	<p>1 高齢者ミニデイサービス事業の実施とふれあいサロンの推進（拡充事業） 地域の集会所や公民館等の身近な場所を利用して、救急法、交通安全、悪質商法に遭わないための講座、レクリエーション、お茶会などを開催する。 (1) 時期 通年 (2) 会場 各地域の集会所・公民館等（20地区） (3) 開催 年間50回</p> <p>2 料理教室の開催 町内在住の男性・ひとり暮らしの男性等を対象に、医療・介護予防両面からの観点で健康保持、食の自立支援及び生きがい活動推進を目的に実施。 (1) 開催 年4回 (2) 時期 7～10月 (3) 会場 自然休養村管理センター調理室 (4) 内容 日赤講師・社協管理栄養士による栄養指導と調理の実技 (5) 参加費 400円+お米1合</p> <p>3 南小国町 元気高齢者表彰ゲートボール大会への支援・協力</p> <p>4 老人クラブ 新春演芸大会への助成及び協力</p>
<p>4 子育て支援事業 (赤い羽根共同募金事業) 【地域福祉推進】</p>	<p>子育て中の家庭を支援し、子供たちの健全育成を図り、誰もが安心して子どもを育てることのできる町づくりを目的として実施する。</p>	<p>1 子育てサポート事業 子供を預かってほしい家庭（依頼会員）と子育てボランティア（協力会員）とが会員となり、冠婚葬祭・親や家族が病気などで子どもをみれないときに協力会員が子どもを預かるサービス。 (1) 利用料 300円（土日祝日は100円増し）1時間当たり (2) 内容 ア. 保育サービス イ. 学童保育サービス（小1から小3まで） ウ. 会員の登録</p> <p>2 子どもデイサービス事業 南小国町では少子高齢化、核家族化が進み、休日に子どもだけで過ごしている家庭が増えてきています。また、近所に一緒に遊ぶ友達がいない子どもも多く、家の中にこもり長時間ゲームをしたり、テレビを見たりして過ごしている子どもが多いのではないかと思います。家族が安心して仕事の出来る環境づくりと、世代間交流や様々な体験活動等を通して思いやりのある子どもの心を育てるお手伝いを目的として実施します。</p>

事業名	事業目的	事業概要
<p>4 子育て支援事業 (赤い羽根共同募金事業) 【地域福祉推進】</p>		<p>(1) 定員 30名程度 (2) 時期 夏休み25日間 冬休み8日間 春休み11日間 ※春休みは新1年生も対象 (3) 時間 8:30~17:30 (4) 負担金 夏休み8500円 冬休み3500円 春休み4500円 ※水道光熱費等の一部負担として、500円増額 (5) 応援団 子育てボランティア、高校生、中学生、専門学生</p> <p>3 子育て広場 き☆ら☆ら 保育所入所前の子供を持つ母親、出産前の母親や子育てに関心のある地域住民・ボランティアの方々が集まり、同じ年頃の子供同士を遊ばせたり、お母さん同士の情報交換等を行い、子育てに対する不安を一人で抱え込まないようにすることを目的とし一年を通して活動。</p> <p>(1) 開催日 毎日(9:30~16:30) (2) 会場 南小国町地域福祉センターりんどう荘 (3) その他 <input type="checkbox"/> き☆ら☆ら通信の発行(保健師、子育て支援センターへ配布協力) <input type="checkbox"/> お母さん達との座談会の実施 <input type="checkbox"/> 各種行事の実施(バス旅行/親子コンサートなど) <input type="checkbox"/> 小国郷内の散策</p> <p>4 子育てサークルへの支援及び協力 当事者同士で活動する子育てグループへの支援及び協力</p>
<p>5 地域ネットワーク強化 推進事業 【地域福祉推進】 【地域包括支援センター】 【りんどう荘居宅介護支援事業所】</p>	<p>保健・医療・福祉等の関係機関の連携により効果的な援助ができるよう各種会議を開催し、総合的なケアシステム作りを目指す。</p>	<p>1 地域ケア会議への参加 南小国町内の福祉関係者が集り、福祉サービスを必要とする町民の方への支援策を協議し的確なサービス提供に努めます。</p> <p>2 小国郷介護支援専門員会議への参加 小国郷の介護支援専門員が一堂に会し、情報交換等をおこない福祉サービスの向上、介護支援専門員の質の向上を図る。</p> <p>3 居宅介護実務担当者会議 2ヶ月に一回小国郷の福祉に携わる実務担当者が集まり開催、現在の福祉状況等の意見交換等を行い、ネットワーク強化、福祉の向上に努める。</p>

5. 在宅福祉サービス事業（担当部門 在宅福祉サービス）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、各種在宅福祉サービスが整備・充実されていることが重要であり、本会は、今年度も積極的に各種在宅福祉サービスに取り組み、利用者の立場に立ったサービス提供を行ってまいります。

事業名	事業目的	事業概要
1 食の自立支援事業 （町受託事業） 【通所介護】	日常生活に支障があるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に対し、手作りの食事を宅配する。	1 対象者 南小国町ケア会議にて認定を受けた南小国町在住の方 2 事業所 りんどう荘福祉サービスセンター 3 調理業者 熊本フレイン、ほっともっと 4 内容 週2回 月曜（昼食）木曜（夕食）の宅配 ※月曜日の配食については、本会にて調理
2 福祉用具 車輦等貸与事業 【総務】	虚弱な高齢者・障がい者、病気やけがをした人の送迎・介護など福祉機器等の使用を必要とする者に対して、福祉機器・車輦を貸与する。また、福祉用具・車輦の一部等は寄贈頂いたものもあり、寄贈いただいた方の意思にそえるように活用していく。	1 福祉サービス車貸出事業 （1）利用者負担 走行距離×25円（燃料費、保険料として） 2 貸出し品リスト （1）車椅子 （2）杖 （3）高齢者・障がい者疑似体験セット （4）介護等に関する教材・ビデオ等 （5）その他
3 外出支援サービス事業 （町受託事業） 【訪問介護】	障がいや身体機能の低下等により、外出が困難な方に対して福祉車輦を用いて通院等の送迎を行なう。	1 対象者 南小国町ケア会議にて認定を受けた南小国町在住の方 2 事業所 りんどう荘福祉サービスセンター 3 使用車輦 社協所有の福祉車輦
4 日常生活自立支援事業 （権利擁護事業） 【地域福祉推進】	高齢化や病気、障がいなどで判断能力が十分でないため、日常生活での福祉サービスの利用や、金銭管理がうまくできない方々が対象になります。	1 対象者 高齢化や病気、障がいにより、情報の入手や理解、判断、意思表示の能力が低下し、日常生活において福祉サービスなどの利用や金銭管理が本人ひとりでは適切に行なうことが困難な南小国町在住の方

事業名	事業目的	事業概要
<p>4 日常生活自立支援事業 (権利擁護事業) 【地域福祉推進】</p>		<p>2 サービス内容 福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かり</p> <p>3 支援体制 担当職員と生活支援員を配置し、県社協地域福祉権利擁護センターの専門員と連携を図りながら支援体制を確保</p> <p>4 利用料 1回1時間あたり 900円</p>
<p>5 生活福祉資金貸付事業 (県社協一部受託事業) 【地域福祉推進】</p>	<p>低所得世帯、高齢者のいる世帯、障がい者のいる世帯等に、低利子で資金の貸し付けを行う。生活福祉資金調査委員会で、貸し付けの調査審議を実施する。また、延滞者については担当民生委員、県社協と協力し面接指導等を取り入れ、償還指導を積極的に進めていく。</p>	<p>1 生活福祉資金の種類 (1) 総合支援資金 (2) 福祉資金 (3) 教育支援資金 (4) 不動産担保型生活資金 (5) 臨時特例つなぎ資金</p> <p>2 受託業務 (1) 福祉資金の受付や申請等にかかる事務(窓口業務) (2) 貸付や償還にかかる各種調査の実施や書類の作成 (3) 担当民生委員児童委員や民児協と連携した償還指導や援助活動の実施</p>
<p>6 一人暮らし高齢者への 元気支援事業(町補助事業) 【地域福祉推進】</p>	<p>ひとり暮らし高齢者の孤独死防止及び災害時等で迅速に動ける体制を整備し、民生委員・地域住民で見守る体制を整備する。 また、孤独の緩和化を図るとともに社会活動への積極的参加を促進する。</p>	<p>1 ふれあいバスハイク (1) 時期 5月開催予定 (行き先 未定) (2) 参加費 500円 (3) 利用者 20～30名</p> <p>2 ふれあい昼食会・配食サービス (1) 時期 11月開催予定 (2) 利用者 60名程度 (3) 会場 南小国町自然休養村管理センター (4) 協力 南小国町食生活改善推進員協議会、ボランティア</p> <p>3 安否確認・一人暮らし高齢者の実態把握 (1) 災害発生予測時における電話等による安否確認 (2) 年末時に電話等による安否確認 (3) 地域住民、民生委員児童委員協議会と連携しての実態把握</p>

6. 各種団体等の事務受託と活動への協力・支援 (担当部門 事務局)

事業名	事業目的	事業概要
<p>1 熊本県共同募金会 南小国町分会の事務局運営</p> <p>【総務】 【地域福祉推進】</p>	<p>赤い羽根共同募金運動に協力。区会や自治会、役場、企業、学校等を通して募金活動を実施。集まった募金は、熊本県共同募金会に送金し、実績額に応じて次年度に配分される。また、募金額の実績報告、配分金の用途の情報公開及び良質な共同募金事業実施に努め、町民への理解を高め地域福祉推進の一助となるように努める。</p>	<p>1 赤い羽根共同募金運動 10月～12月 戸別募金／街頭募金／法人募金／職域募金／学校募金／個人募金</p> <p>2 県共募の指導に基づいた適切な事務局運営</p> <p>3 義援金の受付・管理・情報提供 (随時)</p> <p>4 共同募金データベースはねっこの管理</p> <p>5 共同募金に関する情報提供</p> <p>6 災害見舞金の手続き</p> <p>7 南小国町分会役員会の開催</p> <p>8 各種会議への参加 (1) 市町村共同募金事務担当者研修 (2) 市町村共同募金会事務局長会議</p>
<p>2 日本赤十字社 熊本県支部南小国分区の事務局運営</p> <p>【総務】 【地域福祉推進】</p>	<p>日赤の社員からの社費の取りまとめへの協力、及び社員状況の管理等を行う。また、日赤活動等を町民へ情報提供し日赤事業への理解・関心を高める。</p>	<p>1 日赤の救援物資の管理を行い、災害時に適切に被災者へ救援物資を届ける。 (※救援物資保管場所 市原小学校体育館)</p> <p>2 日赤県支部の指導に基づいた適切な事務局運営</p> <p>3 防災ボランティア養成講座等の開催</p> <p>4 日赤社費のとりまとめ及び社員管理 (2) 会費 一般社員 500円以上 特別社員 2,000円以上 法人社員 2,000円以上</p> <p>5 義援金の受付・管理</p> <p>6 日赤活動の情報提供</p>
<p>3 南小国町民生委員児童委員協議会事務の受託</p> <p>【総務】 【地域福祉推進】</p>	<p>地域福祉の担い手である民生委員・児童委員との連携を深め、協力し地域福祉を進めていく。また、定例会・研修会等を開催し活動の支援を行なう。</p>	<p>1 事務局運営 (1) 定例会の開催(毎月第2木曜日)、各種研修会の開催 (2) 民生委員児童委員、主任児童委員の訪問活動の充実と支援 (3) 要援護者等の緊急連絡先などの実態把握 (4) 災害時一人も見逃さない運動(行政 災害時要援護者支援システムへの協力) (5) その他</p>

事業名	事業目的	事業概要
<p>4 老人クラブ連合会の事務・事業への支援 【総務】 【地域福祉推進】</p>	<p>福祉活動を積極的に展開している老人クラブの活動支援の一環として事務局運営を支援する。</p>	<p>1 南小国町老人クラブ連合会の事務支援 (1) 役員会の開催 (2) 単位老人クラブ（18クラブ）への事務支援 (3) 各種会議等への参加（県老連理事会・事務担当者会議等）</p> <p>2 老人クラブ連合会事業への支援 (1) 老人クラブ 黒川一泊研修（6月開催予定） (2) 老人クラブ スポーツ大会への協力（10月開催予定） (3) 老人クラブ グラウンドゴルフ大会への協力（5月開催予定） (4) 老人クラブ 新春演芸大会への協力（2月開催予定） (5) 老人クラブ 社会奉仕の日への協力（9月） (6) 子どもの見守りパトロール活動への協力（9～10月）</p> <p>3 シルバーヘルパー コスモス会の活動の推進（友愛訪問活動） (1) 総会の開催 (2) 班長会の開催（年間4回） (3) シルバーヘルパー指導者・新人講習会の受講 (4) 各種会議への参加</p>
<p>5 当事者団体・地域団体の支援 【総務】 【地域福祉推進】</p>	<p>障がい者の当事者団体や福祉活動を積極的に展開している各種団体を活動支援の一環として支援する。</p>	<p>1 障がい者（児）福祉事業 (1) 阿蘇郡身体障がい者（児）体育大会への協力 毎年阿蘇郡市内の各町村の協力で身体障がい者（児）の体育大会を開催。 (2) 南小国町身体障がい者福祉協会への協力 (3) 精神障がい者等への支援・協力</p> <p>2 ひとり親家庭福祉事業 (1) 母子父子会への支援 ひとり親家庭の親と子を対象とした研修旅行への協力、交流や情報交換の場を提供するとともに、当事者活動を支援する。</p> <p>3 福祉団体活動促進助成事業 町内福祉関係団体の活動促進の為の助成事業 (1) 助成限度額 10万円内（予算額 36万円）※財源：社協会費 (2) 期間 通年 (3) 対象 町内で活動する福祉関係団体</p>

事業名	事業目的	事業概要
5 当事者団体・地域団体の支援 【総務】 【地域福祉推進】		4 団体活動の支援 町内で活動する福祉関係団体の企画・運営する事業を積極的に支援し将来に渡り活動が継続していくように支援する

7. 居宅サービス事業(介護保険・介護予防・障がい者自立支援)／地域包括支援センターの運営 (担当部門 在宅福祉サービス)

事業名	事業目的	事業概要
1 居宅介護支援事業 【居宅介護支援事業所】	要介護者が在宅サービスの適切な利用が可能となるよう、心身の状況、置かれている環境、本人や家族の意向等を勘案して居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する。	1 事業所名／所在地 りんどう荘居宅介護支援事業所(りんどう荘内) 2 内容 介護支援専門員(ケアマネージャー)を配置し、ご利用者本位の考えに立ち適切なサービス提供の支援をする (1) 介護支援専門員による訪問調査、相談援助 (2) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成 (3) 居宅サービス事業者や介護保険施設等との連絡調整 (4) サービスの継続的管理と評価 (5) 包括支援センター、福祉事務所、民生委員等との連携 (6) 当事者・家族へ施設・病院への紹介と援助 (7) 地域ネットワーク強化推進事業への参加
2 基準該当サービス 訪問介護事業 介護予防訪問介護事業 【訪問介護】	高齢者等の在宅での生活を支援するため、ご利用者宅に訪問介護員が訪問し、介護サービス等を提供します。	1 事業所名／所在地 りんどう荘福祉サービスセンター(りんどう荘内) 2 訪問介護事業 要介護の判定を受けた者に対し、利用者との契約により、ホームヘルパーを訪問介護計画に沿って派遣し、家事や介護の援助及び相談等を行う。なお、土・日・祝日も必要に応じサービスの提供を行っていく。 (1) ホームヘルパーの派遣(生活支援、身体介護) 3 介護予防訪問介護事業 要支援1、2の判定を受けた者に対し、利用者との契約により、介護予防訪問介護計画に沿ってホームヘルパーを派遣し、自立支援を目的とした援助及び相談等を行う。 (1) ホームヘルパーの派遣(生活支援)

事業名	事業目的	事業概要
<p>3 基準該当サービス 訪問入浴介護事業 介護予防訪問入浴介護事業 【訪問入浴介護】</p> <p>※平成 21 年 11 月より利用実績が無いため、平成 23 年度上半期で利用実績が無い場合は、事業廃止手続きに入る</p>	<p>ご自宅の浴室では入浴が困難な高齢者等へ身体の清潔を保持するため、特殊車両による入浴を提供し、在宅での生活を支援します。</p>	<p>1 事業所名／所在地 りんどう荘福祉サービスセンター（りんどう荘内）</p> <p>2 訪問入浴事業 要介護の判定を受けた者に対し、利用者との契約により、訪問入浴介護計画に沿って、訪問入浴車を活用して自宅を訪問し入浴サービスの提供を行う。 （1）訪問入浴介護員・看護師の派遣</p> <p>3 介護予防訪問入浴介護事業 要支援 1. 2 の判定を受けた者に対し、利用者との契約により、介護予防訪問入浴介護計画に沿って訪問入浴車を利用して自宅を訪問し入浴サービスの提供を行う。 （1）訪問入浴介護員・看護師の派遣</p>
<p>4 通所介護事業 介護予防通所介護事業 【通所介護】</p> <p>※平成 23 年度より年末年始を除く祝祭日の営業を実施（拡充事業）</p>	<p>高齢者等の在宅での生活を支援するため、通所介護事業所において介護サービス等を提供します。</p>	<p>1 事業所名／所在地 りんどう荘福祉サービスセンター（りんどう荘内）</p> <p>2 通所介護事業 要介護の判定を受けた者との契約により、通所介護計画に沿ったサービス提供を行う。 ア. 入浴サービス イ. 食事サービス ウ. 日常生活上の援助 エ. 健康状態の確認 オ. 相談・助言 カ. 送迎サービス キ. ケース検討会議等の実施 ク. 苦情等の受付 ケ. 栄養改善 コ. 口腔機能向上 サ. 個別機能訓練</p> <p>3 介護予防通所介護事業 要支援 1. 2 の判定を受けた者との契約により、介護予防サービス支援計画に沿ったサービス提供を行う。 ア. 食事サービス イ. 健康状態の確認 ウ. 相談・助言 エ. 送迎サービス オ. ケース検討会議等の実施 カ. 苦情等の受付 キ. アクティビティ実施 ク. 口腔機能向上 ケ. 運動器機能訓練</p>

事業名	事業目的	事業概要
4 通所介護事業 介護予防通所介護事業 【通所介護】		4 高齢者生きがい活動支援通所事業（町受託事業） 対象者：要支援・要介護の認定を受けられなかった高齢者 内 容：高齢者生きがい通所介護サービス 5 小学生 りんどう荘デイサービス介護体験 時期 夏休み 対象 小学生4～6年生
5 障がい者自立支援法 基準該当居宅介護等事業 の提供 【訪問介護】	居宅介護等事業者として町に登録し、利用者主体のサービス提供を目指すとともに、地域で利用者が自立して生活できるよう家事や外出等の日常生活を支援する。	1 居宅介護等事業（ホームヘルプサービス） 県より認定を受けた者に対し、利用者との契約によりホームヘルパー、を派遣し、家事や介護等の援助及び相談等を行う。
6 地域包括支援センターの 受託運営 （町受託事業） 【地域包括支援センター】	高齢者が住みなれた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービス・医療サービスまで、さまざまなサービスを、高齢者の状態の変化に応じ、切れ目なく提供することが必要となり、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健福祉医療の向上、生活の安定の為に必要な援助、支援を包括的におこなう中核機関として運営していきます。	1 介護予防ケアマネジメント業務 （1）新予防給付ケアマネジメント 要支援1、2と認定された方を対象に在宅サービスの適切な利用が可能となるよう、心身の状況、置かれている環境、本人や家族の意向等を勘案して介護予防支援計画（予防プラン）を作成する。 （2）地域支援事業ケアマネジメント 在宅で暮らす元気高齢者を対象に、要支援・要介護状態にならないように、心身の状況、置かれている環境、本人や家族の意向等を勘案して介護予防支援計画（予防プラン）を作成する。 2 総合相談支援業務 総合相談支援業務は、地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。 （1）地域におけるネットワークの構築 <input type="checkbox"/> 社会資源やニーズを把握 <input type="checkbox"/> ネットワークの構築、会議等の参加 <input type="checkbox"/> 高齢者ケース検討会議の開催

事業名	事業目的	事業概要
<p>6 地域包括支援センターの 受託運営 (町受託事業) 【地域包括支援センター】</p>		<p>(2) 実態把握業務 総合相談支援業務を適切に行う前提として、様々なネットワークを活用するほか、社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行います。</p> <p>3 権利擁護業務 高齢者等が地域生活に困難を抱えた場合には、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できなかつたり、適切なサービス等につながる方法が見つからなかつたりして、問題を抱えたまま生活している場合があります。権利擁護業務は、このような困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、関係機関へつなげる。</p> <p>(1) 困難事例への対応 高齢者や家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難な事例を把握した場合には専門職種が相互に連携し、ケース検討会等を開催し対応を検討する</p> <p>(2) 日常生活自立支援事業の推進 訪問販売等による消費者被害を未然に防止するために、社協事務局と連携をとり情報交換を行うとともに、民生委員、老人クラブ、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供を行います。</p> <p>4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援をおこなう。</p> <p>5 やすらぎの会の開催 内容 介護者の集いを開催し、情報交換、介護についての悩み・相談ごとなどを参加者で共有し、介護の負担を軽減・介護者の孤立を防ぎ、各家庭における介護をみんなで支え応援していくことを目的として開催。 時期：4月13日／7月13日／11月9日／2月8日 時間：13：30～ 会場：りんどう荘</p>